

【厚生委員会】

(1) 審議概観

第131回国会において厚生委員会に付託された法律案は、内閣提出2件（うち1件は衆議院継続案件）、本院議員提出1件の計3件であった。閣法はともに成立したが、参法は審査未了となった。なお、衆議院において、衆法の臓器の移植に関する法律案が継続審査とされた。

本委員会付託の請願49種類669件のうち、13種類193件が採択された。

〔法律案の審査〕

第129回国会に衆議院で継続審査となった国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法）は、以下の事項を主な内容とするものである。第一に、60歳台前半の老齢厚生年金額を報酬比例部分相当額として現行の仕組みから段階的に切り替えるとともに、在職老齢年金を雇用促進的な仕組みとなるよう改善を図り、雇用保険法による給付との適切な調整を行う。第二に、国民年金の老齢基礎年金額を本年10月から月額6万5,000円に引き上げるとともに、厚生年金保険について、再評価の方式を可処分所得の上昇率に応じたものに改め、年金額を引き上げる。第三に、遺族年金、障害年金等の改善を図る。第四に、国民年金の保険料を平成7年4月から月額1万1,700円に改定し、以後段階的に引き上げ、厚生年金保険の保険料率を公布日の属する月の初日（当初案は平成6年10月）から1000分の165に、平成8年10月から1000分の173.5に二段階に分けて改定する。

なお、衆議院において、在職老齢年金の支給停止の基準額を20万円から22万円に改めること、老齢厚生年金と雇用保険による失業給付及び高年齢雇用継続給付との調整の実施時期を平成10年4月からとすること、永住帰国した中国残留邦人等に対する特例措置を講ずること、基礎年金の国庫負担割合の引上げに係る検討規定を置くこと等の修正がなされている。

本法律案については、まず本会議において趣旨説明が行われ、国庫負担率引上げに対する考え、高齢者雇用ビジョンの作成、将来の福祉ビジョン等の作成の見通し、公的年金制度の一元化、年金制度に関する情報公開、別個の給付の特例対象の拡大、年金等に関する教育の充実、国民年金の空洞化対策、年金の

男女格差の是正等についての質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、厚生大臣の趣旨説明と衆議院における修正部分の説明を聴取した後、60歳台前半の年金の見直しの基本的考え、別個の給付の特例措置、基礎年金の国庫負担率の在り方、未加入・未納者対策、障害者の年金、女性の年金権の確立、沖縄の厚生年金の特例措置、衆議院における修正の趣旨等について、政府及び修正案提出者の戸井田衆議院議員に対して質疑を行った。また、参考人からの意見聴取を行った。質疑終局後、日本共産党を代表して西山委員が反対の旨の意見を述べた後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決した。なお、全会一致で6項目の附帯決議を付した。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案（閣法）は、被爆後50年のときを迎えるに当たり、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、高齢化の進行している原子爆弾被爆者に対して、保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するための事業を行おうとするものである。また、本院議員提出の原子爆弾被爆者援護法案（同名の衆法は衆議院で否決）は、国家補償的配慮を明記したこと、原爆死没者の遺族に対し、遺族が被爆者であるか否かにかかわらず特別給付金を支給すること等の点において閣法と内容を異にするものである。

委員会においては、両案を一括して審査し、趣旨説明を聴取した後、村山内閣総理大臣の出席を求め、「国家補償」が明記されなかった理由、特別葬祭給付金の趣旨と対象、在外被爆者に対する治療事業、米国におけるいわゆる原爆切手発行計画に対する我が国の対応等について、政府及び参法発議者に対して質疑を行った。また、参考人から意見聴取を行った。質疑終局後、日本共産党を代表して林委員が閣法に対する修正案を提出した。本修正案は予算を伴うものであるため、国会法第57条の3の規定に基づき内閣の意見を聴取したところ、井出厚生大臣から反対の旨の発言があった。次いで討論に入り、新緑風会及び公明党・国民会議を代表して萩野委員が閣法に反対である旨の意見を述べた。討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、閣法は多数をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

10月18日、井出厚生大臣から所信を聴取し、翌19日、医療機関における消費税負担、看護婦養成課程の改善、保健所所管区域の見直し、国立病院等の再編成、病院給食、渇水対策と水利権の調整、新ゴールドプラン等の問題について質疑が行われた。

また、先国会閉会中の9月6日と7日、福島県及び宮城県の高齢者の保健医療・福祉、地域保健の推進等に関する実情を調査するために委員派遣を行い、福島県においては老人保健施設エルダーランド及び特別養護老人ホーム陽光園を、宮城県においては仙台市健康増進センターを視察した。

(2) 委員会経過

○平成6年10月6日(木) (第1回)

理事の補欠選任を行った。

社会保障制度等に関する調査を行うことを決定した。

派遣委員から報告を聴いた。

○平成6年10月18日(火) (第2回)

厚生行政の基本施策に関する件について井出厚生大臣から所信を聴いた。

○平成6年10月20日(木) (第3回)

医療機関における消費税負担に関する件、保健所所管区域の見直しに関する件、病院給食に関する件、渇水対策と水利権の調整に関する件、新ゴールドプランに関する件等について井出厚生大臣、政府委員、大蔵省、文部省、建設省、気象庁及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

○平成6年10月28日(金) (第4回)

国民年金法等の一部を改正する法律案

(第129回国会閣法第26号) (衆議院送付)

について井出厚生大臣から趣旨説明を、衆議院の修正部分について衆議院厚生委員長岩垂寿喜男君から説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成6年10月31日（月）（第5回）

国民年金法等の一部を改正する法律案

（第129回国会閣法第26号）（衆議院送付）

について井出厚生大臣、政府委員、労働省、農林水産省及び法務省当局に対し質疑を行った。

○平成6年11月1日（火）（第6回）

国民年金法等の一部を改正する法律案

（第129回国会閣法第26号）（衆議院送付）

について参考人年金評論家村上清君、日本労働組合総連合会副事務局長河口博行君、慶應義塾大学名誉教授庭田範秋君及び労働運動総合研究所理事草島和幸君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、修正案提出者衆議院議員戸井田三郎君、井出厚生大臣、政府委員、労働省、運輸省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成6年11月2日（水）（第7回）

国民年金法等の一部を改正する法律案

（第129回国会閣法第26号）（衆議院送付）

について井出厚生大臣、政府委員、大蔵省及び労働省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（第129回国会閣法第26号）

賛成会派 自、社、新緑、公

反対会派 共

なお、附帯決議を行った。

○平成6年12月5日（月）（第8回）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）

について井出厚生大臣から趣旨説明を聴き、

原子爆弾被爆者援護法案（参第1号）

について発議者参議院議員横尾和伸君から趣旨説明を聴いた。

○平成6年12月6日（火）（第9回）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）

原子爆弾被爆者援護法案（参第1号）

以上両案について発議者参議院議員横尾和伸君、井出厚生大臣、政府委員、外務省及び文部省当局に対し質疑を行った。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成6年12月7日（水）（第10回）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）

原子爆弾被爆者援護法案（参第1号）

以上両案について参考人財団法人放射線影響協会理事長熊取敏之君、東京都原爆被害者団体協議会事務局長横川嘉範君、日本原水爆被害者団体協議会専門委員岩佐幹三君及び弁護士池田眞規君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成6年12月8日（木）（第11回）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）

原子爆弾被爆者援護法案（参第1号）

以上両案について村山内閣総理大臣、井出厚生大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行い、

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第19号）

賛成会派 自、社、共

反対会派 新緑、公

請願第12号外192件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第2号外475件を審査した。

社会保障制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中の委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

※は提出時の先議院

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
19	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案	衆	6.11.22	6.12.2 (予)	6.12.8 可決	6.12.9 可決	6.11.25	6.12.1 可決	6.12.2 可決	6.11.25 衆本会議趣旨説明
129 -26	国民年金法等の一部を改正する法律案	※衆	3.18	10.28	11.2 可決	11.2 可決	9.30	10.26 修正	10.27 修正	第129回国会 衆本会議趣旨説明 衆継続 第130回国会 衆継続 10.28 参本会議趣旨説明

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆へ提出	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
1	原子爆弾被爆者援護法案	横尾 和伸君 外1名 (6.11.29)	6.12.2		6.12.2	未了		6.12.2 (予)			

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 決	
6	原子爆弾被爆者援護法案	粟屋 敏信君 外6名 (6.11.24)	6.11.25		6.12. 2 (予)			6.11.25	6.12. 1 否 決	6.12. 2 否 決	6.11.25 衆本会議趣 旨説明

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案（閣法第19号）

【要旨】

本法律案は、原子爆弾の被爆者の高齢化の進行等の状況にかんがみ、被爆者に対して、保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講ずるとともに、原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するための事業を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 前文

被爆後50年のときを迎えるに当たり、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。

2 被爆者

被爆者とは、広島市及び長崎市に原子爆弾が投下された際広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定める区域内に在った者並びに原子爆弾が投下された際又はその後において身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者等であって被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。

3 被爆者健康手帳の交付

都道府県知事は、申請に基づき、被爆者健康手帳を交付する。

4 原子爆弾被爆者医療審議会

被爆者の医療等に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者医療審議会を置く。

5 援護

(1) 通則

国は、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら、被爆者に対する援護を総合的に実施する。

(2) 健康管理

都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、健康診断を行う。

(3) 医療

厚生大臣は、原子爆弾の障害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付等を行う。

(4) 手当等の支給

① 都道府県知事は、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律に基づく医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当及び葬祭料を引き続き支給する。ただし、健康管理手当等の手当に現在設けられている所得制限は、行わない。

② 被爆者であって、広島及び長崎で被爆し葬祭料制度の対象となる前に死亡した者の遺族である者に対し、特別葬祭給付金（10万円、2年以内償還の記名国債）を支給する。

(5) 福祉事業

都道府県は、被爆者の援護に関する相談に応ずる事業、被爆者の居宅における日常生活を支援するための居宅生活支援事業、及び養護を必要とする被爆者に施設で必要な養護を行う事業を行うことができる。

6 調査及び研究

(1) 国は、原子爆弾の放射能に起因する身体的影響等に関する調査研究の推進に努めなければならない。

(2) 国は、原爆放射能影響調査研究の促進を図るため、原爆放射能影響調査研究を主たる目的とする民法法人に対し、費用の一部を補助することができる。

7 平和を祈念するための事業

国は、原爆死没者の尊い犠牲を銘記し、恒久の平和を祈念するための事業を行う。

8 施行期日等

(1) この法律は平成7年7月1日から施行する。

(2) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律は廃止する。

国民年金法等の一部を改正する法律案

(第129回国会閣法第26号)

【要旨】

本法律案は、本格的な高齢・少子社会の到来を目前に控え、21世紀を活力ある長寿社会とするため、国民の老後の生活設計の柱である公的年金制度を、人生80年時代にふさわしいものに見直すとともに、今回の財政再計算に当たり、高齢化の進展に対応して年金制度を長期的に安定させるため、給付と負担の均衡を図り、将来の現役世代に過重な負担が生じないようにするものであって、その主な内容は次のとおりである。

第1 60歳台前半の老齢厚生年金の見直し

1 60歳以上65歳未満の者に支給する老齢厚生年金の見直し

- (1) 60歳以上65歳未満の者に支給する年金の額は報酬比例相当額とし、一般男子については平成13年度から25年度にかけ3年ごとに1歳ずつ、女子については平成18年度から30年度にかけ3年ごとに1歳ずつ現行の仕組みから段階的に切り替える。
- (2) 3級以上の障害等級に該当する程度の障害にある者又は45年以上の被保険者期間を有する者であって被保険者でないものに支給する(1)の老齢厚生年金の額は、従来 of 年金額に相当する額とする。

2 在職老齢年金の改善

60歳以上65歳未満の被保険者に支給される在職老齢年金について、60歳台前半の雇用促進を図るため、賃金（標準報酬月額）の増加に応じて、賃金と年金の合計額が増加するよう次のとおり改正する。

- (1) 在職中は2割の年金を支給停止するものとし、標準報酬月額との合計額が22万円を上回る場合は、標準報酬月額の増加2に対し、年金額1を支給停止する（衆議院修正により20万円から22万円に増額）。
- (2) 標準報酬月額が34万円を超える場合は、当該超える額相当額について、さらに年金を支給停止する。

3 雇用保険との調整

- (1) 65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が雇用保険の失業給付（基本手当）を受給している間は、老齢厚生年金の支給を停止する。

- (2) 65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が、被保険者であって、雇用保険の高年齢雇用継続給付を受給している間は、老齢厚生年金について、在職老齢年金制度の支給停止に加えて、標準報酬月額1割相当額を支給停止する。

第2 年金額の改善

1 国民年金に関する事項

- (1) 老齢基礎年金、2級障害基礎年金及び遺族基礎年金を78万円（月額6万5,000円）に引き上げる。
- (2) 1級障害基礎年金を97万5,000円（月額8万1,250円）に引き上げる。
- (3) 障害基礎年金の子の加算、旧法国民年金による拠出制年金及び老齢福祉年金の額について、基礎年金額に準じて引き上げる。

2 厚生年金保険に関する事項

- (1) 厚生年金の額の算定の基礎となる平均標準報酬月額について、現役世代の実質的賃金（税、社会保険料を除いたもの）の上昇率に応じて再評価を行う。
- (2) 老齢厚生年金の配偶者の加給年金額、3級障害年金の最低保障額、定額部分の額等についても、基礎年金額に準じて引き上げる。

第3 遺族年金、障害年金等の改善

1 遺族年金の改正

- (1) 遺族基礎年金の支給要件等となる子等の範囲を、18歳の年度末まで延長する。
- (2) 遺族厚生年金及び老齢厚生年金の受給権を有する者については、老齢厚生年金額の2分の1及び遺族厚生年金額の3分の2相当額を併給できるものとする。

2 障害年金の改正

- (1) 20歳未満で障害になった者に係る障害基礎年金の所得制限を2段階制（全部又は2分の1に相当する額の支給停止）に改める。
- (2) 障害の程度が3級以上に該当しなくなり3年を経過したときは、65歳に達するまでの間は、失権とせず支給停止とする取扱いに改める。

3 育児休業期間中の厚生年金保険料の本人負担分を免除するとともに、年

金受給権の確保を図るため、国民年金における高齢者の任意加入の特例や第3号被保険者の届出の特例措置を講じる。

第4 費用負担

1 国民年金

保険料の額は、平成7年4月から毎月1万1,700円とし、以降平成11年度まで毎年500円ずつ引き上げる。

2 厚生年金保険

- (1) 保険料率を公布日の属する月の初日から1,000分の165とし、平成8年10月から1,000分の173.5とする（実施日について、衆議院修正）。
- (2) 賞与等を算定基礎として特別保険料を徴収し、その保険料率は1,000分の10とする。
- (3) 標準報酬等級を9万2,000円から59万円までの30等級に改める。

第5 厚生年金基金の改善

- 1 厚生年金基金について、その普及育成を図る観点から、現在一律に定められている免除保険料率を各基金の代行に要する費用に見合うものとなるよう、一定の範囲内で各基金ごとに定めることができるものとする。
- 2 基金又は厚生年金基金連合会が投資一任等に充てることができる資産について、厚生大臣の認定日以降に徴収したものに限るという規制を撤廃する。

第6 その他

- 1 被保険者期間が6月以上ある外国人で、年金を受けることができない者が、帰国し2年以内に請求を行ったときは、国民年金又は厚生年金保険の脱退一時金を支給する。
- 2 国民年金の死亡一時金の額を10万円から20万円までの4区分から、12万円から32万円までの6区分に改める。
- 3 沖縄の厚生年金について、将来に向けて特例的に加入できる措置を講じ、年金額の改善を図る。
- 4 年金福祉事業団における教育資金貸付制度の創設及び資金の運用方法の改善等所要の改正を行う。
- 5 児童扶養手当等について、年金額の引上げに準じて額の改正を行うとと

もに、支給対象の児童の年齢要件等の改正を行う。

- 6 永住帰国した中国残留邦人等に係る国民年金法の第1号被保険者としての被保険者期間等については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができることとする（衆議院修正により追加）。
- 7 平成7年以降において初めて行われる財政再計算の時期を目途として、年金事業の財政の将来の見通し、国民負担の推移、基礎年金の給付水準、費用負担の在り方等を勘案し、財源を確保しつつ、基礎年金の国庫負担の割合を引き上げることについて総合的に検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする（衆議院修正により追加）。

第7 施行期日

この法律は公布の日から施行する（衆議院修正）。ただし、次に掲げる事項はそれぞれ次に定める日から施行する。

- 1 年金額の引上げ 平成6年10月1日（衆議院修正）
- 2 厚生年金保険の標準報酬等級の上下限の改定、保険料率の改定
公布日の属する月の初日（衆議院修正）
- 3 60歳以上65歳未満の者に支給する老齢厚生年金の見直し、在職老齢年金の改善、遺族年金の改善、育児休業期間中の保険料の免除、高齢者の任意加入の特例、第3号被保険者の届出の特例、国民年金の保険料額の引上げ、特別保険料の徴収、外国人に対する脱退一時金の支給、沖縄の厚生年金の特別措置等 平成7年4月1日
- 4 障害基礎年金に係る所得制限の改善 平成7年8月1日
- 5 雇用保険法による失業給付との調整 平成10年4月1日（衆議院修正）
- 6 雇用保険法による高年齢雇用継続給付との調整
平成10年4月1日（衆議院修正）

〔附帯決議〕

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

- 1 基礎年金の国庫負担の割合については、所要財源の確保を図りつつ、2分の1を目途に引き上げること検討すること。
- 2 無年金障害者の所得保障については、福祉的措置による対応を含め速やかに検討すること。

- 3 別個の給付の特例措置については、働きたくとも働けない人々への配慮等次期財政再計算期までに、十分な検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 4 鉄道共済年金の再評価の繰延べ措置を含む自助努力等については、公的年金の一元化の在り方を踏まえ、その見直しを検討し、可及的速やかに措置すること。
- 5 沖縄の厚生年金の特例措置の実施に伴って必要となる被保険者の負担について、その軽減が図られるよう沖縄県の設置する基金への支援等に配慮すること。
- 6 国民年金の適用の推進並びに受給者及び被保険者に対するサービスの向上を図るため、速やかに基礎年金番号の導入を図ること。

右決議する。